

第3回 経済産業統計の利活用促進に関する研究会

議事概要

日時：平成20年1月25日（金）10～12時

場所：経済産業省別館5F532共用会議室

出席委員：廣松座長、上野委員、佐藤委員、菅委員、富浦委員、三尾委員、横山委員

議題：

1. 経済産業統計の利用状況
2. 意識調査結果について
3. 著作権について

議事要旨

1. 経済産業統計の利用状況

<事務局より、資料3にもとづき説明>

- 用語の使い方として、統計と統計調査を明確に分けて欲しい。
- 新統計法では、調査統計だけでなく、加工統計や業務統計も明確に法の対象となる。
- 興味深いのは、調査の概要に対するアクセスが多いということである。ただ、調査票や調査方法についてどの程度理解してもらった上で、統計が利用されているのかは疑問が残る。
- 匿名データが作成・提供されれば欲しい情報が全て手に入り、全てが分かると思っている人がいるが、必ずしもそうではない。もともと調査事項に入っていなければ、匿名データを見ても欲しい情報は手に入らない。
- これまで各統計、統計調査に対するニーズがどれほどあるのかと言われてきたが、このように数値として具体化されたのは今回が初めてだと思う。今後も継続的に見ていかなければならないだろう。
- 速報値の方が確報値に比べて圧倒的にニーズが高いのは興味深い。また、統計によって、調査の概要と結果表のアクセスシェアが異なるのも興味深い。

2. 意識調査結果について

<資料4にもとづき、事務局より報告>

- やはり地域別、地域区分の細分化のニーズが高いが、標本数の問題もあり、細分化していくと秘匿しなければならず意味がなくなってしまうという問題がある。

- 地方公共団体の中には国が行う調査に附帯して独自に調査を実施している場合もある。地域別のニーズに応えるための方法はいろいろ考えられる。
- 興味深いのは、業界団体は他の調査対象グループと傾向が違うこと。従来は団体自らが調査していたのが、調べられなくなり、政府統計を活用しているようである。
- 意識調査結果を見ると、商業統計がオーダーメイド統計の試行対象の有力な候補になると考えられる。
- コスト負担については弾力性がほとんどないことが見て取れる。金額の多寡が問題ではないようである。
- オーダーメイド統計と匿名データについては、イメージが沸かなかったのかもしれない。従来の各統計のニーズとあまり変わらないという印象を持った。
- 研究者の自由意見の中に、統計の利用に有償、無償とあるのは理解しがたいとある。理想的には確かにそのとおりなのだが、今後オーダーメイド統計や匿名データを実施するには、ある程度手数料を取らざるをえない。今後、考えていくべき点である。
- 意識調査結果から、研究者は、ある程度の費用を負担しても自分の研究のためにオーダーメイド統計等の利活用意向が高いようだ。すると、オーダーメイド統計等の著作権を放棄することに対して抵抗があるのではないか。
- これまでも他省において、委託研究の結果をデータベース化しようという試みはあったが失敗している。
- 実際の生のデータはそのままでは使えず、公開しても意味がない。それを使える状態にまで精錬するところにノウハウがある。このノウハウは高度な技術だが、著作権のように保護されていない。一方で、統計は科学であることから、再現性が確保されなければならない。そのせめぎあいがある。

3. 著作権について

<資料3にもとづき、事務局より説明>

- 目的外利用の場合は、利用者の方で独自に再構成されているので、著作権が利用者にあると考えられる。一方、オーダーメイド統計の場合は、国に作成を依頼している側面があるので、国が著作権を持つこともやむを得ないと整理できるのではないか。
- 目的外利用を認める際には公益性という条件を課している。公益性とは行政目的であるが、その中では学術的な利用目的も行われている。このような場合には結果を公表することにより社会に還元するということで公益性が認められている。その運用はオーダーメイド統計や匿名データが公表されるようになっても変わらないのではないか。
- 目的外利用の際には公益目的のもと利用者が著作権を持つことになる可能性がある一方で、オーダーメイド統計等の二次的利用の際には学術研究目的のもと著作権を国に譲渡するというのは抵抗があるということにならないか。目的外利用との関係も整理する必要がある。

- オーダーメイド統計等を利用する際に集計のスペックがパブリックドメインに置かれるとなった場合、オーダーメイド統計等の主な利用者と想定される研究者が、研究論文に使えるのか。
- たとえば独立行政法人が相談業務もすれば、ここでいう国の中に独立行政法人も含む可能性もある。あるいは、民間委託をすればさらに主体が増える可能性を残している。
- 今の趨勢からすると、著作権者の主張は重く受け止められるので、譲渡や放棄を行わせるのであれば、譲渡／放棄する対象をきちんと決め、法律等で規定しなければならないのではないか。
- 申込み段階で条件を提示し、同意するのであれば申込みを受け付けるという形にするのが、現状からすると有効な策ではないか。
- 目的外利用の場合は事前に官報に公表される。一方、二次的利用の場合は官報に公示されるかどうかまだ決められていないが、おそらく公示される可能性は低いと考えられる。そのため、目的外利用と二次的利用に大きな差があることは理解しておく必要がある。
- 利活用の促進の妨げとなる可能性を排除しておきたいという観点からすると、譲渡や放棄により著作権を処理しても著作者人格権が残るので、完璧とは言えない。結局は二次的利用の場合は契約で縛るというのが、対策としては一番良いかもしれない。
- 著作権法第 32 条 2 によれば、国等が作成しそれが一般に周知させることを目的として作成したものについては、引用で求められる主従関係といった要件が満たされなくても、掲載することができるといわれている。
- オーダーメイド統計の場合は、アイデアを提供した人にも著作権者の可能性があることが問題であり、著作権法第 32 条 2 は適用されないのではないか。
- 国のみが作成したと言えない限り、著作権法第 32 条 2 には該当しないと思われる。その点でオーダーメイド統計は、著作権法第 32 条 2 に該当しないのではないか。
- 統計の利活用促進といった場合、統計の生のデータを政府のためだけでなく、誰もが自分の目的で集計できるようにすることが目的である。従来の著作権の扱いを大きく変えてパブリックドメイン化を進めることになるのは疑問を感じる。
- 統計に著作権が認められるのは、かなり例外的な場合のように思われるし、作成者が独占権を有することは別に問題はないかもしれない。独占権を有しても、引用して批評することはできるわけだから、そこで調整すればよいのかもしれない。
- 引用の要件が満たされているかどうかの判断は非常に難しく、裁判所で引用として認められるケースは少ないと考えられるので、引用として利用することで安心して使えるということは言えないように思う。
- オーダーメイド統計等の二次的利用については著作権法第 32 条 2 に該当する可能性は低いため、事前に申請者との間で合意しておき、あらかじめ扱いを定めておく必要がある。しかし全てのケースに万全の対策を講じておくことはなかなか難しいため、現

実的に起こりそうな問題を可能な限り予防することになるのではないか。

以上